

一般社団法人 日本現代美術商協会 会員規約

その理由を問わず返金しないものとする。

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人日本現代美術商協会（以下、「当法人」とします）の定款に定められた会員について定めたものである。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、当法人に会員として入会したものが、会員として行う一切の行為に適用される。

第2章 会員資格

(会員)

第3条 当法人の会員は次の4種とし、当法人の定款第3条の目的（現代美術の進行と普及、日本の現代美術市場の確立と発展、若手作家への支援と人材の育成、現代美術作家の国際的な認知度の向上を目指し、持ってわが国の現代美術の発展に寄与することを目的とする）に賛同し、本規約を承諾したものを条件とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同して入会した者
ギャラリースペースを有し現代美術作品を売買する者

(2) 準会員

当法人の目的に賛同して入会した者
ギャラリースペースを有し現代美術作品を売買する者
事業歴3年以上10年未満の者

(3) 特別会員

当法人の事業に貢献又は協力するために入会した法人

(4) 賛助会員

当法人の目的に賛同して諸活動を賛助するために入会した個人

(入会申込)

第4条 当団体に入会しようとする者（以下申込者という）は、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、提出するものとする。

(入会審査)

第5条 当法人理事会は、入会申込書に基づき、申込者が当団体を真に支援するものであるか否かを入会時また入会後も審査することができる。

(会費と会費の支払い)

第6条 会費は、年会費及び入会金とする。
2 年会費の対象期間は、継続している会員は、当法人の事業年度の7月1日から翌年6月30日までとし、初めて入会した会員は、当法人が会員宛てに入会の承認した日から当法人の事業年度末日までとする。
3 年会費の支払いは、当法人が会員宛てに発行する請求書に基づき、当法人の指定銀行口座に振り込まなければならない。
4 当法人が会員から受領した入会金及び年会費は、

(会員資格有効期間)

第7条 会員資格の有効期間は、前第6条により支払った年会費の対象期間とする。

2 会員が、会員資格有効期間を1年間延長する場合は、当法人が会員宛てに発行する年会費の請求書に基づき、6月末日までに年会費を支払うこととし、以後も同様とする。

(変更の提出)

第8条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続を行うものとする。

2 当法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

(退会)

第9条 会員は、当法人が指定する退会申請を提出し受理された場合、退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会費は、退会後も当法人に対する未払いの分の支払いを免れないものとする。

第3章 会員の特典と義務

(会員の特典)

第10条 当法人の、正会員、準会員、特別会員及び賛助会員は、次にあげる事項について特典を得ることができる。

1 全種の会員が得る特典は次のとおり

(1) 公開セミナーへ無料もしくは会員価格で参加できる

(2) 懇親会及び交流会へ無料もしくは会員価格で参加できる。

2 正会員及び準会員が得る特典は次のとおり

(1) 総会へ参加できる

(2) 会員相互の問題意識の共有、意見交換を目的とした勉強会へ無料もしくは会員価格で参加できる

(3) 国内外の関係諸機関からの情報提供を受けることができる

3 特別会員は、次の特典を受けることができる。

(1) 公開セミナーにて、協賛企業として掲載する。

4 正会員及び準会員は総会での議決権を持つ。

(会員の義務)

第11条 会員は次の義務を負う。

(1) 本法人の定款並びにその他規則及び議決に従う。

(2) 本法人の会費等を納入する。

(3) 会員の登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届を代表理事に提出すること。

(会員情報の取り扱い)

第12条 会員及び入会申込者は、本人から直接当法人に

対し提示を受けた会員の個人情報（以下「会員情報」とします。）を、当法人が次の各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。

- (1) 第5条に定める入会審査
 - (2) 当法人の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
 - (3) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合
 - (4) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当法人のウェブサイトに掲載する場合
- 2 会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと
 - (2) 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること
 - (3) 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守すること

第4章 禁止事項及び損害賠償と免責

（禁止事項）

- 第13条 会員は、次に定める行為をしてはならない。
- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること
 - (2) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当法人外へ公開することのない情報を言う。
 - (3) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当法人あるいは当法人の会員へ著しく不利益をおよぼす行為に利用すること
 - (4) その他、当法人の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為
- 2 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有すものとする。

（損害賠償）

- 第14条 会員は、前第13条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければならない。

（免責）

- 第15条 当法人は、次に掲げる事項に関しては一切の責任を負えない。
- (1) 会員が当法人のウェブサイトを利用することによって、何らかのトラブルや損害等が生じた場合
 - (2) 当法人のウェブサイトが紹介している他

- のウェブサイトやソフトウェア等に関する適合性その他、内容に関する事項
- (3) 当法人のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に関する事項

第5章 本規約の追加・変更

（本規約の追加・変更）

- 第16条 当法人は、社員総会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがある。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成27年7月30日）から施行する。